

事務所だより 1月

2024(R6)

Vo.166

I 「年収の壁」対策 キャリアアップ助成金

厚生労働省は、年収の壁・支援強化パッケージとして、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を新設し、10月20日より手続きを開始しました。新コースの概要についてご紹介します。

◆社会保険適用時処遇改善コース概要

以下の3つの要件全てを満たす労働者が対象となります。①令和5年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件を満たす者②社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている者③社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していない者。キャリアアップ計画書を作成した上で要件とされる取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に申請をします。社会保険適用時処遇改善コースには以下の3つのメニューがあります。①手当等支給メニュー…事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成されます。助成額は、労働者1人あたり中小企業で10万円が6か月ごとに、3年目までの合計で最大50万円が支給されます。②労働時間延長メニュー…所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に、事業主に対して助成されます。取り組みによって変わりますが、労働者1人あたり中小企業で30万円が支給されます。③併用メニュー…手当支給と労働時間延長を組み合わせる取り組みに支給されます。【厚生労働省「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001167232.pdf>

連載コラムNo. 38

配偶者居住権とはどんなもの？

被相続人所有の不動産に住んでいた配偶者が、相続発生後、そこに住み続けられなくなる…。そのようなことがないように「配偶者居住権」が設けられています。「配偶者居住権」についてご紹介します。

◆配偶者居住権の概要は？

民法で定められる配偶者居住権とは、相続開始時に配偶者が居住していた被相続人所有の建物に終身、又は一定の期間、配偶者が無償で居住し続けられる権利のことです。これにより、配偶者と子が相続人となった際、遺産の大半を自宅が占めている場合に配偶者が自宅を相続すると子の相続分が不足し、配偶者が現預金を相続できなくなる…。ということ避けることができます。建物の所有権は他の相続人が持つことができ、配偶者の死亡により、配偶者居住権は消滅します。①被相続人の配偶者であること②被相続人が亡くなった時に配偶者が被相続人の所有する建物に居住していたこと③遺産分割、遺贈、死因贈与、家庭裁判所の審判により取得したことが配偶者居住権を利用できる条件となります。また、不動産の権利が被相続人の生前において被相続人のみ、又は被相続人と配偶者が共同で権利を所有していることが前提であり、不動産の権利が被相続人と息子である場合等は、配偶者居住権の設定はできないので注意が必要です。

II 年次有給休暇の取得が過去最高に

厚生労働省の令和5年「就労条件総合調査」結果より、令和4年の年次有給休暇の取得について公表がありましたので、ご紹介いたします。

◆令和5年「就労条件総合調査」の概要

令和4年の年次有給休暇の付与日数の平均は17.6日、実際に取得した日数は10.9日で、平均取得率は62.1%（前年比3.8ポイント増）と初めて6割を超え、昭和59年以降では過去最高となりました。産業別にみると、郵便局、農業協同組合等の「複合サービス事業」が74.8%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が49.1%と最も低くなりました。政府は、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、令和7年までに年次有給休暇取得率を70%以上とすることを目標に掲げています。今回の調査で年次有給休暇の取得率は過去最高となったものの、政府の目標には及ばない状況です。厚生労働省は、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」としており、今年は、リーフレットにて「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入、年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式の活用方法について紹介する等力を入れています。年次有給休暇の取得率を上げるにはどのような取り組みが必要なのか、厚生労働省の年次有給休暇取得促進特設サイトも公開していますのでご利用ください。【厚生労働省働き方・休み方改善ポータルサイト内「年次有給休暇取得促進特設サイト」】

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

